



毎月1回1日発行  
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)  
 電話 03 (6661) 9730 FAX 03 (6661) 9733

発行責任者：水落雅彦  
 編集委員会：津島存佐 松岡一成 宮下妙香 佐々木靖  
 野田徹 白石栄一 印刷所：(株)白橋



R6.6.28国土交通省宮崎河川国道事務所「災害査定講習会」に災害復旧技術専門家を講師として4名派遣

目 次

令和4年台風第14号による災害からの復旧について  
 .....宮崎県県土整備部 河川課 災害担当 三林 聖... 2

滋賀県米原市に土砂災害専門家（TEC-FORCE 高度技術指導班）を派遣  
 .....水管理・国土保全局砂防部... 7

令和6年能登半島地震に係る災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業等の採択要件の緩和  
 （特例措置）について.....水管理・国土保全局砂防部保全課... 8

能越自動車道・のと里山海道全区間で対面通行が可能.....10

令和6年能登半島地震からの復旧・復興の加速化に向けた体制強化.....11

令和4年の水害被害額（確報値）を公表.....12

河川入門講座（26） 砂防（その4）—土砂災害の対策—.....松田 芳夫...16

協会だより 災害復旧技術専門家の伝達式のご紹介（東京都、茨城県）.....18

被害報告.....令和6年6月28日現在（令和6年）...20

# 令和4年台風第14号による 災害からの復旧について



宮崎県県土整備部 河川課 災害担当 **三林 聖**

## 1. はじめに

令和4年9月18日から19日にかけて九州を縦断した台風第14号は、宮崎県に記録的な豪雨をもたらし、県全域で河川の氾濫や土砂災害等が発生し、死者3名、家屋被害は約2,000棟にのぼり、公共土木施設のほか、県の基幹産業である農林水産業も甚大な被害を受けました。

今回は、本県における被害の状況から復旧に向けた取組、その後の状況等について御紹介します。

## (1) 宮崎県の概要

宮崎県は九州の南東部に位置しており、北に大分県、西に熊本県、南西に鹿児島県、そして、東には約400kmに及ぶ海岸線が日向灘に面しています。

県土面積は7,734km<sup>2</sup>で、九州では鹿児島県に次いで2位、全国でも14位の広さを誇り、県の西部には九州山地と霧島連山を抱え、県土面積の約76%を占める広大な森林を有する全国有数の林業県であるとともに、そこから生まれる豊富な水資源を生かした農業や水力発電も盛んに行われています。



図-1 令和4年台風第14号に伴う被害の状況

(2) 宮崎県の気候

沿岸を北上する黒潮の影響で、全国でも有数の年平均気温、日照時間、快晴日数を誇る温暖な気候から、「日本のひなた宮崎県」を標榜する本県ではありますが、年間降水量は平均で2,600mm、多い年では3,000mmを超えるなど全国トップクラスであるとともに、位置的に台風の通過コースとなりやすく、過去には台風銀座とも呼ばれたほど、雨や台風による災害が発生しやすい気候となっています。

2. 令和4年台風第14号による災害

(1) 気象概要

令和4年9月14日に小笠原近海で発生した台風第14号は、大型で非常に強い勢力を維持しながら九州に接近し、18日19時頃に中心気圧935hPaの非常に強い勢力で鹿児島市付近に上陸、18日22時頃に本県に最接近し、19日朝にかけて九州を縦断しました。

県では、17日に災害対策本部を設置し、全市町村に対して、災害が発生する前の段階から災害救助法を適用するなど、早期の対応に努めました。また、県内の30箇所のダムで事前放流を実施し、このうち県管理の13箇所のダムのうち7箇所では、通常の洪水調節容量に加えて約2,600万m<sup>3</sup>の容量を追加で確保し、洪水に備えました。

台風第14号とそれに伴う雨雲の影響で、県内では15日から雨が降り続け、広い範囲で500mmを超える総雨量を観測しました。18日の午後から19日にかけては、県内15の市町村に大雨特別警報が発表され、県内全ての市町村で避難指示が発令されたほか、16の市町村で警戒レベル5の緊急安全確保が発令され、ピーク時には6,298世帯11,985人の住民が避難を実施しました。

特に県北部の山間部においては、線状降水帯の発生が2度確認され、24時間雨量が1,000mm近くに達した地点もあるほどで、複数箇所ですべて統計開始からの最高記録を更新するなど、記録的な豪雨となりました。

(2) 被害の状況

県内では、土石流が13箇所、がけ崩れが51箇所が発生したほか、県管理の洪水予報河川・水位周知河川35河川の48箇所の水防基準点うち、20河川の27箇所ですべて氾濫危険水位を超過し、5箇所のダムで異常洪水時防災操作を実施する事態となりました。

家屋の被害は、全壊・半壊・一部損壊928棟、床上浸水580棟、床下浸水540棟、合計2,048棟に達し、また、死者3名、重軽傷者26名という人的被害も発生しました。

県管理道路における全面通行止めは、ピーク時には83路線122区間に達し、一部では集落の孤立や停電、断水も発生しました。道路の啓開や仮復旧の進捗に伴い、停電等は順次解消されていきましたが、地域の幹線道路の全面通行止めが長期化した箇所もあり、地域の生活や産業に大きな影響を及ぼしました。

公共土木施設の被害は、県と市町村を合わせて、河川373箇所、砂防設備4箇所、地すべり防止施設1箇所、急傾斜地崩壊防止施設1箇所、道路994箇所、橋梁3箇所、港湾6箇所、下水道3箇所、公園3箇所の計1,388箇所、査定決定額は約347億円となりました。

最終的に、農林水産業やその他の被害も含めた県全体の被害額は約722億円に上り、これは、一つの台風による被害としては、平成17年9月の台風14号

表-1 令和4年台風第14号に伴う降雨の状況

最大時間雨量 上位10地点				最大24時間雨量 上位10地点				R4.9.17~19期間総雨量 上位10地点			
観測地点	市町村	雨量	日時	観測地点	市町村	雨量	日時	観測地点	市町村	雨量	日時
渡川ダム	美郷町	94.0	18日19~20時	渡川ダム	美郷町	957.0	18日4時~19日4時	奥村	椎葉村	1146.0	17日0時~19日24時
えびの中継局	えびの市	90.0	18日18~19時	見立	日之影町	925.0	18日1時~19日1時	渡川ダム	美郷町	1126.0	17日0時~19日24時
奥村	椎葉村	71.0	18日19~20時	奥村	椎葉村	894.0	18日1時~19日1時	見立	日之影町	1079.0	17日0時~19日24時
見立	日之影町	69.0	18日14~15時	えびの中継局	えびの市	873.0	18日1時~19日1時	えびの中継局	えびの市	1048.0	17日0時~19日24時
高鍋(国)	高鍋町	69.0	18日19~20時	上祝子(国)	延岡市	824.0	18日9時~19日9時	渡川ダム流域	美郷町	990.0	17日0時~19日24時
袖ヶ内(国)	延岡市	68.0	18日21~22時	田代八重ダム	小林市	820.0	18日3時~19日3時	大藪川合流	椎葉村	941.0	17日0時~19日24時
神門(気)	美郷町	68.0	18日19~20時	大藪川合流	椎葉村	814.0	17日18時~18日18時	田代八重ダム	小林市	926.0	17日0時~19日24時
尾八重	西都市	68.0	18日19~20時	渡川ダム流域	美郷町	767.0	18日4時~19日4時	三股(国)	三股町	913.0	17日0時~19日24時
下鹿川	延岡市	67.0	18日20~21時	えびの(気)	えびの市	726.0	18日9時~19日9時	えびの(気)	えびの市	903.0	17日0時~19日24時
上古園	美郷町	67.0	18日16~17時	三股(国)	三股町	724.0	18日0時~19日0時	上古園	美郷町	900.0	17日0時~19日24時

表-2 令和4年台風第14号に伴う公共土木施設被害の状況

(査定決定ベース、単位：千円)

工種	県管理施設		市町村管理施設		合計		箇所割合 (%)
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
河川	229	9,208,546	144	3,548,715	373	12,757,261	26.9%
砂防	4	63,408	-	-	4	63,408	0.3%
地すべり	1	588,754	-	-	1	588,754	0.1%
急傾斜	1	37,382	-	-	1	37,382	0.1%
道路	208	8,174,671	786	11,949,285	994	20,123,956	71.6%
橋梁	1	4,960	2	73,138	3	78,098	0.2%
港湾	6	600,307	-	-	6	600,307	0.4%
下水道	-	-	3	396,546	3	396,546	0.2%
公園	1	15,234	2	70,589	3	85,823	0.2%
計	451	18,693,262	937	16,038,273	1,388	34,731,535	

による被害に次いで、過去2番目に大きな規模の災害となりました。

### 3. 復旧に向けた取組

#### (1) 災害緊急調査等の実施

今回の被災については、被害が広範囲にわたり、規模、箇所数も大きいことから、国土交通省本省災害査定官による災害緊急調査を要請し、令和4年9月29日～30日と10月12日～14日の2回にわたり、2市1町2村の11箇所において調査を実施しました。



図-2 災害緊急調査の様子 (TV 報道)

さらに、国土技術政策総合研究所、土木研究所による現地調査、国土交通省 TEC-FORCE の派遣など、現地において様々な技術的な支援、助言をいただきました。

こうした被災後初期段階における様々なサポートのおかげで、その後の被災範囲の決定や復旧工法の選定、査定・復旧の実施について、スムーズに取り組むことができました。

#### (2) 権限代行による仮橋設置

県北西部に位置する諸塚村の国道327号において、令和4年9月19日に道路の崩壊が発生し、全面通行止めとなりました。

当該路線は地域における重要な幹線道路ですが、崩壊の規模が大きく、復旧には長期間を要することが見込まれました。また、迂回路も狭隘で距離が長く、大型車の安全な通行が困難であることから、本県の災害復旧事業としては初めて、県知事から国に対して権限代行による応急復旧を要請し、10月18日に実施が決定されました。



図-3 仮橋設置前後の状況

その後、工事は順調に推移し、令和5年4月28日に仮橋が開通し片側交互通行による車両通行が可能となり、被災から約7ヶ月間で、地域の重要な幹線道路としての機能を回復することができました。

### (3) 早期確認型査定の実施

台風第14号による被害を受けて、本県では令和4年11月から令和5年2月の期間で計7回、延べ40班による災害査定を計画し、鋭意対応を進めていましたが、特に山間部の小規模自治体などにおいては、役場の職員も地元の建設関連業者も人手が圧倒的に不足し疲弊している状況であり、災害査定の効率化が緊急の課題でした。

そこで、被害の集中していた県北西部の美郷町、

椎葉村において、早期確認型査定の試行制度を活用することとしました。

早期確認型査定の前査定は令和4年10月中旬と11月中旬の2回実施され、計53箇所について、現地で被災の事実と範囲、復旧方針について確認した上で、令和5年1月下旬に実施した後査定において、詳細な復旧内容について決定を受けました。

慣れない査定方法に戸惑う部分もありましたが、前査定における資料の簡素化のおかげで、初動時の負担軽減につながったとともに、起終点や復旧方針について事前に確認を受けられたことによって、後査定に向けた整理もスムーズに進めることができました。



図-4 早期確認型査定の様子

## (4) 様々な応援態勢

早期復旧に向けた本県独自の取組として、特に被害の大きい山間部の自治体、及び県の出先事務所に対し、県から応援職員を派遣し、被災状況の調査や災害査定に向けた資料作成等の支援を行いました。発災直後から令和5年1月までの間、延べ464人が、現地の職員、建設関連業者等とともに業務に従事しました。

また、県の災害復旧エキスパート制度を活用し、市町村に対して、県の土木職OB等から構成されるエキスパートチームを派遣し、復旧工法や今後の対応等についての技術的な助言、支援を行いました。

その他にも、県と災害時連携協定を締結している様々な建設業等関連団体も、台風接近前の段階から応援態勢を整えた上で、発災直後から県内各地へ赴き、被災状況の調査や応急復旧作業に尽力され、県民の皆様が早期に日常生活を取り戻すために、重要な役割を果たしていただきました。

## 3. 復旧に向けて

早いもので被災からもう2年が経過しようとしています。被災箇所が1,400箇所近くに上ったことで、工事の入札不調・不落なども重なり、復旧が完了した箇所は全体の55%程度にとどまり、山間部ではまだ未着手の箇所も残存しています。

引き続き、令和4年の台風第14号で被災した全箇所の早期復旧完了に向けて、各自治体や建設業者、地域の皆様と連携しながら、力強く取り組んで参ります。

表-3 令和4年台風第14号被災箇所の復旧進捗状況

施設	箇所数	契約済		完成済	
		箇所数	率	箇所数	率
県	451	368	81.6%	238	52.8%
市町村	937	773	82.5%	527	56.2%
合計	1,388	1,141	82.2%	765	55.1%

(査定決定箇所数ベース、令和6年6月末時点)

## 4. おわりに

宮崎県は全国でも有数の温暖な気候から、一年を通して楽しめるマリンスポーツやゴルフ、アウトドアレジャーのほか、プロスポーツのキャンプ見学等も人気を集めています。

また、日本神話の源流となった高千穂などのパワースポット巡りや、宮崎牛や鶏料理、季節のフルーツなどのグルメまで、一人一人の好みに合わせて五感で楽しめる観光、体験メニューを盛りだくさん取りそろえています。

他の地域の有名観光地ほど混んではないので、落ち着いてゆっくりと観光したい方には大変おすすです。

さらに、令和4年の台風第14号の影響でアクセス道路が寸断し、その後、営業を休止している日本最南端のスキー場「五ヶ瀬ハイランドスキー場」についても、今シーズンの営業再開を目指し、アクセス道路の復旧や施設の準備に取り組んでいます。

台風第14号からの復旧、復興に、今後とも全力で取り組んで参りますので、皆様も是非本県を訪れて、南国宮崎のホスピタリティを実感していただければ幸いです。



紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会 2027 第26回全国障害者スポーツ大会

いのちとくらしをまもる 防災減災

# 土砂災害専門家（TEC-FORCE 高度技術指導班）が 令和6年7月の大雨による土砂災害に対する対応について支援します

令和6年7月9日 水管理・国土保全局砂防部

令和6年7月1日の梅雨前線に伴う大雨によって、滋賀県米原市伊吹<sup>まいばらし いぶき</sup>で発生した土砂災害に関して、滋賀県の要請により、土砂災害への対応を検討するにあたり技術的助言を行うため、7月9日（火）に土砂災害専門家（TEC-FORCE 高度技術指導班）を派遣します。

## 1. 土砂災害専門家

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
土砂災害研究部 砂防研究室  
鈴木<sup>すずき</sup> 啓介<sup>けいすけ</sup>室長、田中<sup>たなか</sup> 健貴<sup>やすたか</sup>主任研究官  
国立研究開発法人 土木研究所  
土砂管理研究グループ 火山・土石流チーム  
伊藤<sup>いとう</sup> 誠記<sup>まこと</sup>上席研究員、金澤<sup>かなざわ</sup> 牧子<sup>まきこ</sup>交流研究員

## 2. 派遣日

令和6年7月9日（火）

## 3. 派遣先

滋賀県米原市伊吹<sup>まいばらし いぶき</sup>

いのちとくらしをまもる 防災減災

# 令和6年能登半島地震に係る災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業等の採択要件の緩和(特例措置)について

令和6年7月12日 水管理・国土保全局砂防部保全課

国土交通省は、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について、別紙の概要のとおり採択要件を緩和するなどの特例措置を行うこととしました。

この特例措置により、放置すれば次期降雨や余震等で周辺の住家及び各種公共施設などに被害が拡大するおそれがある場合、自然斜面だけでなく人工斜面(宅地擁壁等)への崩壊防止対策についても、一定の要件を満たせば緊急的に実施できることとなります。

## ○災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業 特例概要

### <現行>

- ・自然斜面を対象

→

### <特例措置>

- ・人工斜面(宅地擁壁等)も対象
- ・ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること(追加)

## ○災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 特例概要

### <現行>

- ・自然斜面を対象

→

### <特例措置>

- ・人工斜面(宅地擁壁等)も対象
- ・ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること(追加)



災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（事業主体：都道府県）

【事業内容】

風水害、震災等により新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に崩壊防止工事を実施するもの

【現行】

- ①斜 面：自然斜面を対象
- ②が け 高：10m（人家等に実際の被害があった箇所は5m）以上
- ③保全対象：人家5戸以上、又は公共的建物のうち重要なもの
- ④事 業 費：1箇所の事業費が1,500万円以上であること



【特例措置】

- ①斜 面：人工斜面（宅地擁壁等）も対象
- ②が け 高：10m（人家等に実際の被害があった箇所は5m）以上
- ③保全対象：人家5戸以上、又は公共的建物のうち重要なもの
- ④事 業 費：1箇所の事業費が1,500万円以上であること
- ⑤そ の 他：ライフライン等の公共施設等（河川、水路、道路、鉄道、公園、水道施設、電気・ガス供給施設、避難路、避難場所等）に被害のおそれがあること



平成28年熊本地震の特例措置事例

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（事業主体：市町村）

【事業内容】

激甚災害に伴い崩壊等が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に崩壊防止工事を実施するもの

【現行】

- ①斜 面：自然斜面を対象
- ②が け 高：5m以上
- ③保全対象：人家2戸以上、又は公共的建物
- ④事 業 費：1箇所の事業費が600万円以上であること



【特例措置】

- ①斜 面：人工斜面（宅地擁壁等）も対象
- ②が け 高：5m以上
- ③保全対象：人家2戸以上、又は公共的建物
- ④事 業 費：1箇所の事業費が600万円以上であること
- ⑤そ の 他：ライフライン等の公共施設等（河川、水路、道路、鉄道、公園、水道施設、電気・ガス供給施設、避難路、避難場所等）に被害のおそれがあること



平成28年熊本地震の特例措置事例

のうえつ さとやまかいどう  
**国道470号 能越自動車道・のと里山海道**  
**全区間対面通行が可能となりました**

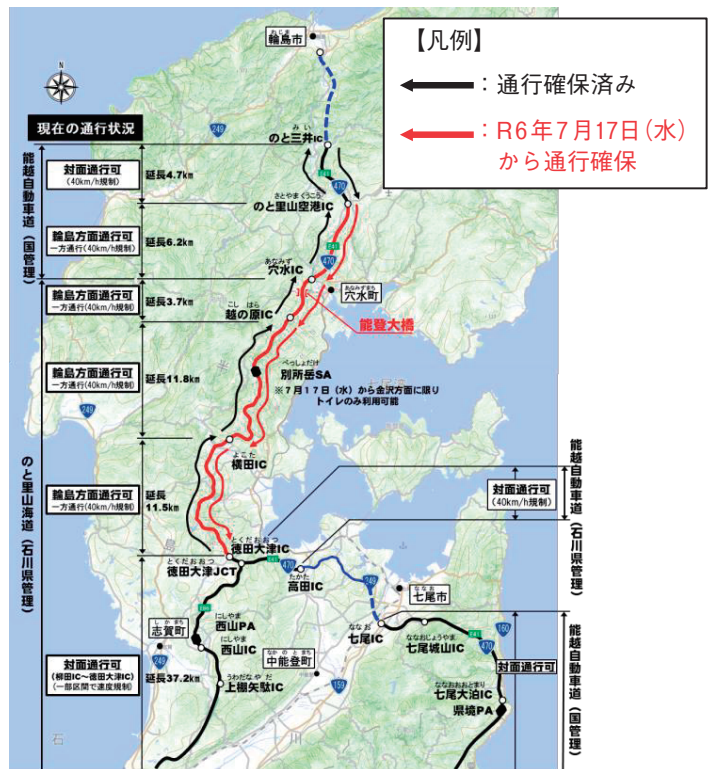
- 国道470号 能越自動車道・のと里山海道(のと里山空港IC～徳田大津IC)について 7月17日(水) 12時から、能登大橋付近を除く全区間で対面通行が可能となりました。
- 能登大橋付近は当面、片側交互通行となりますが、9月末までに対面通行を確保する予定です。
- 引き続き、道路線形・勾配が部分的に悪い箇所がありますので、通行にあたっては十分にご注意ください。



写真① 穴水IC付近



写真② 能登大橋上



ソース：令和6年7月17日 国土交通省北陸地方整備局能登復興事務所  
 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所  
 石川県土木部道路整備課

いのちとくらしをまもる 防災減災

## 令和 6 年能登半島地震からの 復旧・復興の加速化に向けた体制強化

～緊急増員の活用により総勢104人の安定的な体制に移行～

令和 6 年 7 月 26 日 大臣官房人事課、大臣官房地方室、  
大臣官房技術調査課、港湾局技術企画課、国土技術政策総合研究所

国土交通省は、令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興の加速化に向けて、七尾市に設置している能登復興事務所、金沢港湾・空港整備事務所、能登上下水道復興支援室について、7月31日に計24人の緊急増員や組織拡充による体制強化を行います。これにより、これまでの併任職員が中心の応急的な体制から、総勢104人の安定的な体制に移行します。

引き続き、被災自治体からのインフラの復旧・復興に係る技術的な相談なども受けつつ、7月1日に設置された能登創造的復興タスクフォースの下、関係機関と連携し、被災地の復旧・復興に取り組めます。

(注) 本日（7月26日）、上記の増員等を内容とする行政機関職員定員令の一部を改正する政令を閣議決定。同政令は7月31日に公布・施行される予定。

### 【能登復興事務所（北陸地方整備局）】

2月16日 2課・16人体制で設置

4月1日 56人体制に規模を拡充

7月31日 増員15人や組織拡充等により  
専属で61人の体制を構築、8課・1出張  
所に組織拡充

### 【能登上下水道復興支援室

（国土技術政策総合研究所）】

4月1日 3人体制で設置

7月31日 増員1人や組織拡充により専属で3人の  
体制を構築

### 【金沢港湾・空港整備事務所（北陸地方整備局）】

2月16日 既存定員に加え9人を併任発令し体制を強化

4月1日 定員26人に加え実員14人を追加配置

7月31日 増員8人や組織拡充等により専属で40  
人の体制を構築

# 静岡県・石川県で統計開始以来最大の水害被害

## ～令和4年の水害被害額（確報値）を公表～

令和6年7月31日 水管理・国土保全局河川計画課

国土交通省では、昭和36年より、水害（洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等）による被害額等（建物被害額等の直接的な物的被害額等）を暦年単位でとりまとめています。

令和4年の水害被害額（確報値）は、全国で約6,100億円となり、平成25年～令和4年の過去10年で見ると4番目の被害額となっています。

また、都道府県別では、静岡県、石川県において、統計開始以来最大の被害額となりました。

### 【1年間の水害被害額の概要】

○全国 約6,100億円

○都道府県別の水害被害額上位3県の水害被害額

は、以下のとおり。

- ① 静岡県（水害被害額：約2,010億円）
- ② 宮崎県（水害被害額：約630億円）
- ③ 新潟県（水害被害額：約400億円）

### 【主要な水害による水害被害額の概要】

○令和4年台風第15号による災害（水害被害額：約1,980億円）

（令和4年9月22日～24日に生じた台風第15号による被害額）

- ・台風周辺の発達した雨雲により、東日本の太平洋側を中心に大雨となり、堤防決壊や越水・溢水による氾濫及び内水等による甚大な浸水被害が発生した。
- ・これらにより、静岡県、愛知県、三重県等の都道府県で、死者3名<sup>\*1</sup>、家屋の全壊9棟、半壊約2千棟、床上浸水約4千棟、床下浸水約4千棟等の被害が発生した。

※1 死者数は、「令和4年台風第15号による被害及び消防機関等の対応状況（第12報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。

○令和4年台風第14号及び豪雨による災害（水害被害額：約1,270億円）

（令和4年9月14日～24日に生じた台風第14号及び豪雨による被害額）

- ・小笠原近海で発生した台風第14号は、記録的な勢力を保ったまま九州に上陸して日本列島を縦断。九州地方を中心に、河川氾濫及び内水等による浸水被害が発生した。
- ・これらにより、宮崎県、福岡県、熊本県等の都道府県で、死者5名<sup>\*2</sup>、家屋の全壊20棟、半壊約2百棟、床上浸水約8百棟、床下浸水約7百棟等の被害が発生した。

※2 死者数は、「令和4年台風第14号による被害及び消防機関等の対応状況（第19報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。



静岡県静岡市 葵区油山で発生した土石流等  
(静岡県静岡市葵区)



五ヶ瀬川沿川の内水による浸水状況  
(宮崎県延岡市)

○令和4年7月の豪雨による災害（水害被害額：約1,230億円）

（令和4年7月26日～8月7日に生じた豪雨による被害額）

- ・前線の影響により、九州や東北地方で非常に激しい降雨となり、氾濫危険水位超過、堤防決壊や越水、溢水等の被害が発生した。
- ・この豪雨により、新潟県、山形県、石川県などで被害が発生し、滋賀県で死者1名<sup>※3</sup>、また、家屋の全壊36棟、半壊約4百棟、床上浸水約2千棟、床下浸水約3千棟等の被害が発生した。

※3 死者数は、「令和4年7月14日からの大雨による被害及び消防機関等の対応状況（第15報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。



荒川水系 烏川<sup>からす</sup>付近の内水氾濫等による浸水の状況  
（新潟県村上市坂町<sup>さか</sup>）

○令和4年8月の豪雨による災害（水害被害額：約660億円）

（令和4年8月8日～18日に生じた豪雨による被害額）

- ・前線の停滞や台風第8号の影響により、北海道、東北、北陸、近畿地方の日本海側を中心とし、多数の地点で、断続的に猛烈な雨が降り、堤防決壊や越水・溢水による氾濫及び内水等による甚大な浸水被害が発生した。
- ・この豪雨により、青森県、秋田県、北海道などで被害が発生し、岩手県、長野県で死者2名<sup>※4</sup>、また、家屋の全壊9棟、半壊20棟、床上浸水約8百棟、床下浸水約千棟等の被害が発生した。

※4 死者数は、「令和4年8月3日からの大雨及び台風第8号による被害及び消防機関等の対応状況（第32報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。



梯川水系 鍋谷川<sup>なべたに</sup>の堤防決壊<sup>さか</sup>  
（石川県小松市<sup>かほし</sup>）

## 【1年間の水害被害額の概要】

1. 水害被害額<sup>※5</sup>（確報値）**約 6,100 億円**

〔内 訳〕

・ 一般資産等被害額	約 3,060 億円（構成比 50.3%）
・ 公共土木施設被害額	約 2,820 億円（構成比 46.4%）
・ 公益事業等被害額	約 200 億円（構成比 3.3%）
計	約 6,080 億円

（参考）過去 10 力年の水害被害額

年	水害被害額	年	水害被害額
平成 25 年	約 4,100 億円	平成 30 年	約 1 兆 4,100 億円
平成 26 年	約 2,900 億円	令和元年	約 2 兆 1,800 億円
平成 27 年	約 3,900 億円	令和 2 年	約 6,600 億円
平成 28 年	約 4,700 億円	令和 3 年	約 3,600 億円
平成 29 年	約 5,400 億円	令和 4 年	約 6,100 億円

※5 水害被害額には、風害による被害、人的損失、交通機関の運休などによる波及被害、被災した企業の部品・製品供給機能、本社機能等が損なわれることによる他地域の企業への影響等に係るものは含まれていない。また、一般資産については被害額そのものを聞き取った結果ではない（調査方法については「参考：水害統計調査の概要」を参照）。なお、四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

## 2. 水害被害の概要（確報値）

**（1）被害建物棟数 約 22,000 棟**

〔内訳〕 ○全壊・流失	99 棟	○半壊	2,862 棟
○床上浸水	7,724 棟	○床下浸水	11,225 棟
		計	21,910 棟

上記の他、地下部分が浸水した建物棟数は 27 棟

**（2）水害区域面積 約 31,000ha**

〔内訳〕 ○宅地・その他	7,196ha	○農地	23,570ha
		計	30,766ha

上記の他、地下の水害区域面積は 0.4ha

## 3. 都道府県別水害被害額（確報値）

（単位：百万円）

	都道府県名	水害被害額		都道府県名	水害被害額
1	北海道	12,390	25	滋賀県	1,575
2	青森県	35,201	26	京都府	1,772
3	岩手県	15,615	27	大阪府	606
4	宮城県	24,922	28	兵庫県	287
5	秋田県	18,530	29	奈良県	277
6	山形県	25,770	30	和歌山県	318
7	福島県	7,013	31	鳥取県	26
8	茨城県	416	32	島根県	1,603
9	栃木県	84	33	岡山県	391
10	群馬県	964	34	広島県	2,823
11	埼玉県	7,623	35	山口県	8,160
12	千葉県	461	36	徳島県	570
13	東京都	13	37	香川県	278
14	神奈川県	555	38	愛媛県	2,456
15	新潟県	39,786	39	高知県	5,317
16	富山県	1,374	40	福岡県	21,607
17	<b>石川県</b>	27,624	41	佐賀県	1,245
18	福井県	17,352	42	長崎県	1,083
19	山梨県	701	43	熊本県	19,812
20	長野県	3,016	44	大分県	12,785
21	岐阜県	7,352	45	宮崎県	63,038
22	<b>静岡県</b>	201,449	46	鹿児島県	7,623
23	愛知県	2,933	47	沖縄県	738
24	三重県	2,570	合 計		608,105

※四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

※**太字**は、令和 4 年の水害被害額（確報値）が昭和 36 年の統計開始以来最大の水害被害額となった都道府県である。

## 河川入門講座 (26)

砂防 (その4)  
—土砂災害の対策—

公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫



前回までお話しした、山地からの河川への土砂流出を制御し、水害を減少させるという「治水砂防」の考えは、その理屈はともかく何処か他人事でピンと来ないところがあります。

一方、大雨や地震により崖や山の斜面が崩壊し、人家が破壊、埋没したり流失したりして人命も失われるという土砂が原因の災害があります。

一般的に“崖崩れ”、“土砂崩れ”、“山崩れ”と呼ばれる現象で、行政的には“急傾斜地崩壊”と称されます。

又、昔から急峻な山地など、一部の地域でよく知られている現象に、広い範囲の斜面が地下水の上昇により不安定になり、ゆっくりと下方へあたかも滑るように動いていく、“地すべり”があります。

森林、耕地、人家、道路等は被災しますが、人命が失われることは少ないようです。

さらに、大量の岩石まじりの土砂が高速の濁流となって溪流を流れ下る“土石流”という現象があります。

破壊力が大きく、人家や人命への被害が大きいので恐ろしい存在です。

“鉄砲水”とか“山津波”とか云われ、昔から存在した現象でしたが、その実態がわかってきたのは近年のことです。

以上の種々のタイプの災害は、一般的には私有地で発生するものですが、人命、財産に直接的に被害を生じさせるので、一種の公共事業として、古くからその対策工事が行われてきました。

このような、山地の土砂が、直接に人命や財産に被害を及ぼす災害を総称して“土砂災害”と云い、

それらへの対策としての砂防事業を、治水砂防に対比して、即地性を窺わせる“地先砂防”と云うことがあります。

さて、これらの土砂災害への対応としては、昭和33年(1958)に“地すべり等防止法”が、昭和44年(1969)に“急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律”(以下、「急傾斜地法」という)が制定されました。

土石流については、ずっと後の昭和57年(1982)になって、“総合的な土石流対策の推進について”という事務次官通達が発せられています。

急傾斜地法は、その第一条において、“この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。”と言い切っており、よくある財産の保護とか公共の福祉とか余分な言及をしていないところに迫力と意気込みを感じさせられます。

そして知事の指定する“急傾斜地崩壊危険区域”における行為制限や改善命令を、例え私有地であっても損失補償せずに行えることとされています。

これは、従来、私有地に制限を課すことを避けたがるわが国の行政では、画期的な第一歩でしたが、まだ不十分なものでした。

これ以上の対応はもはや政治の世界でしょう。

平成11年6月(1999)の豪雨による広島土砂災害では、山麓にまで密集した新住宅街が、土砂崩壊や土石流に襲われ、狭い地域で24人もの死者を生じました。上空から被災地を視察した建設大臣の進言で、小淵総理が動き総理の指示として“土砂災害防



止法”が制定されました。

災害発生から、平成12年5月の法律の制定までわずか11カ月という速さです。

この法律の画期的な点は、土砂災害の危険区域を、“土砂災害警戒区域”（イエローゾーン）とさらに危険な“土砂災害特別警戒”（レッドゾーン）として指定したことです。

これらの区域では私有地といえども立地制限をはじめ種々の制限がかかりますが、市町村長はこれらの区域を公表し住民に周知する必要があります。

レッドゾーンで開発行為に制限があることを、土

地建物取引において、重要事項として説明する義務を不動産業者に課したことの効果は大きいものがあります。

従来の流れから見ると少々過激な内容ですが、その後、この考えは、都市浸水対策や3.11東日本大震災後の津波対策にも取り入れられました。

今、考えてみると、危険区域を危険と行政や住民が知ることに何も不思議はないはずですが、河川の氾濫予想区域の作成、公開の考えが登場して以来、半世紀を要したことになります。

わが国では、私有地に“ケチ”をつけるような話しは徹底的に忌避されて来たのです。

---

（備考） 土砂災害対策法の正式の名称は、“土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律”という長いものです。

---

協会だより

## 災害復旧技術専門家登録証伝達式

災害復旧技術専門家は国や都道府県を退職された方々で、国土交通本省防災課の災害査定官や国、都道府県等の防災担当の本庁課長級もしくは土木事務所長等の経歴を有し、災害復旧業務に長年携わり制度を熟知し災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者です。災害復旧技術専門家に登録するには、ご本人からの申請と在職してい

た国や都道府県の災害担当部局からの推薦に基づき審査し認定登録しています。登録証等は推薦機関よりご本人に伝達していただいております。今回、令和6年6月4日付で登録となった東京都OBの方2名、茨城県OBの方1名の伝達の様子をご紹介します。

### 東京都

○令和6年7月4日

建設局河川部防災課長金澤大介様から紅林章央氏（（公財）東京都道路整備保全公社）、北澤俊明氏（（公財）東京都道路整備保全公社）に登録証を伝達して

いただきました。

また、災害復旧技術専門家関東ブロック東京都幹事根津和近氏に立ち会っていただきました。



紅林章央氏



北澤俊明氏



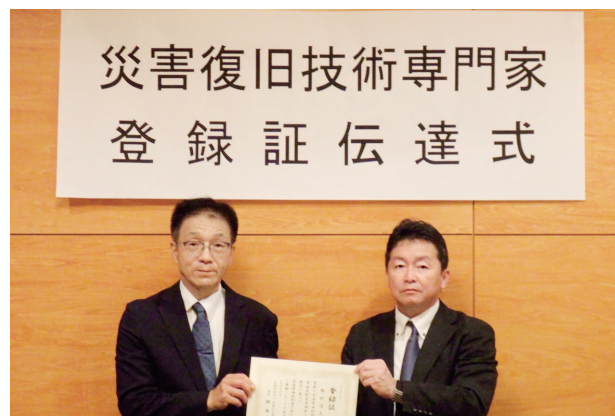
## 茨城県

○令和6年7月19日

土木部災害・防災対策監兼河川課長矢内勝浩様から飯村信夫氏（基礎地盤コンサルタンツ株）に登録証を伝達していただきました。

また、水防災・砂防対策室長丹正史様、茨城県 OB

で災害復旧技術専門家の横田喜一郎氏、安藤強氏、海老根隆氏、原部修一氏に立ち会っていただきました。



令和6年 発生主要異常気象別被害報告

令和6年6月28日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道	1	200,000						3	148,000						<1>	<300,000>	4	348,000
岩手															1	300,000	1	300,000
福島					1	270,000											1	270,000
千葉			1	85,000													1	85,000
新潟	1	850,000															87	7,717,140
富山			2	85,000											1	250,000	376	33,781,913
石川																	8,841	802,178,414
福井			8	88,000													15	1,277,500
山梨			3	820,000													23	1,365,500
長野			13	408,000													13	408,000
岐阜			55	2,360,987						1	60,000						56	2,420,987
静岡			22	1,464,100	1	145,000											23	1,609,100
愛知			3	115,000													3	115,000
三重			4	134,249													4	134,249
京都			6	60,000								1	28,300				7	88,300
兵庫			17	358,000													17	358,000
奈良			1	80,000													1	80,000
和歌山			<1>	<5,000>													<1>	<5,000>
鳥取			10	466,000	2	1,970,000											12	2,436,000
島根					2	660,000											2	660,000
岡山			11	96,310	1	2,300,000											1	2,300,000
広島			2	16,000													11	96,310
山口			5	141,000													2	16,000
徳島			12	161,500													5	141,000
香川			7	197,000													7	197,000
愛媛			22	228,800						<1>	<150,000>						7	197,000
高知			32	1,355,400						4	208,000	4	58,000				30	494,800
佐賀										1	13,000						33	1,368,400
長崎			3	26,000	1	250,000											1	250,000
熊本			21	320,700	3	570,000											4	376,000
大分			11	520,060													36	1,038,700
宮崎			12	993,000	2	2,000,000											11	520,060
鹿児島			24	420,240	2	292,600											15	3,093,000
沖縄			[1]	[50,000]													49	1,024,540
新潟			17	719,000													17	719,000
静岡										(14)	(605,039)						(14)	(605,039)
新潟										[41]	[8,459,153]						[41]	[8,459,153]
静岡										361	13,359,721						361	13,359,721
新潟			1	70,000													1	70,000
補助計			<1>	<5,000>						<530>	<84,885,578>				<1>	<300,000>	<532>	<85,190,578>
			[2]	[60,000]						(91)	(10,078,053)						(91)	(10,078,053)
			[297]	[167,404,642]						[297]	[167,404,642]						[299]	[167,464,642]
直轄計	2	1,050,000	325	11,789,346	16	8,807,600			3	148,000	9,682	857,410,688	44	1,116,000			2	550,000
合計	2	1,050,000	325	11,789,346	16	8,807,600			3	148,000	9,721	906,720,552	44	1,116,000			2	550,000
										39	49,309,864						39	49,309,864
																	10,074	880,871,634
																	10,113	930,181,498

※上段( )内書は、公團分、[ ]内書は、水道(令和6年4月以降)・下水道分、<>内書は、港湾・港湾に係る海岸分である。

※被害報告は、月2回(15日、月末)国土交通省HPで公表。最新は下記をクリック  
http://www.mlit.go.jp/river/toukei\_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html